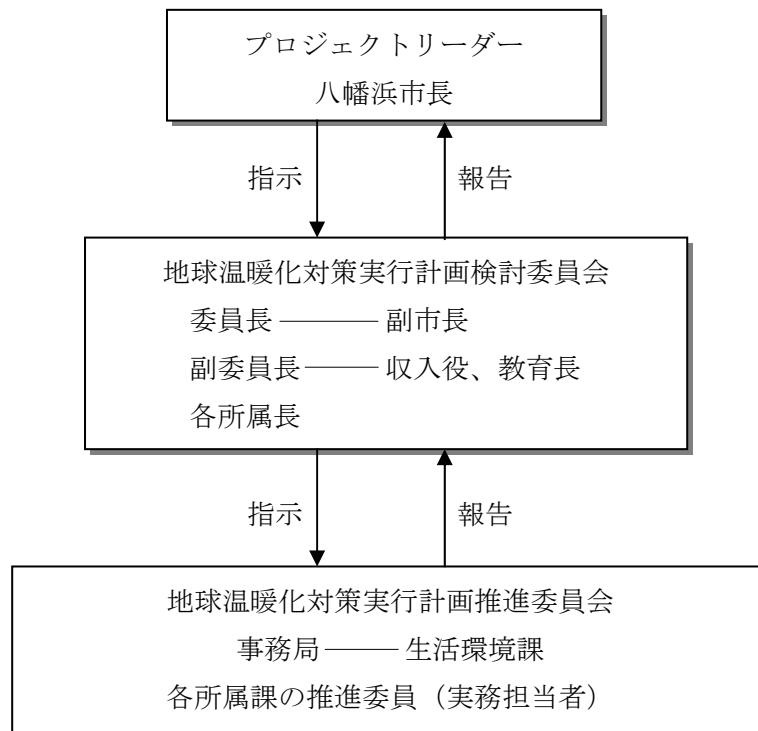


第7章 推進と点検・評価

1. 推進体制

実行計画を実施・推進していくためには、各職場で本計画に掲げた取組みを推進することが求められる。八幡浜市では関係部署のメンバーで構成する推進体制を構築し、効率的な推進を目指す。



- ・ 検討委員長（副市長）
地球温暖化対策の総指揮をとる。
- ・ 地球温暖化対策実行計画検討委員会
地球温暖化対策に関わる施策の決定を行うとともに、対応策等を推進委員会に指示する。
- ・ 地球温暖化対策実行計画推進委員会
庁内検討委員会の指示に基づき、対応策・具体案を協議・検討する。
- ・ 推進委員
各職場の地球温暖化対策の取組状況を把握し、推進委員会に報告する。また、推進委員会の決定事項等を各職場に連絡するなどの実務を担当する。

2. 職員研修

実行計画に掲げた取組みを実践するのは一人ひとりの職員である。したがって、実行計画を推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や実行計画の内容を理解することが重要である。

そこで、職員を対象に、地球温暖化防止に関する情報、実行計画の内容、取組項目・方法等についての研修を行い、地球温暖化防止への積極的な取組みが職員の共通認識となるよう啓発する。

3. 計画の点検・評価

実行計画の調査対象施設に対して、年度ごとに温室効果ガスの排出状況と取組みの実施状況の点検を行う。

評価は温室効果ガスの排出量の集計結果を目標値や過去の実績等との比較により行う。ただし、この際には単に数値の比較のみで評価するのではなく、ヒアリング等により関連情報を入手し、個別の状況（例えば施設の増改築等）を把握したうえで評価を行う。そして、必要に応じて、より効果的な取組項目・施策等について検討する。

4. 計画の公表

「地球温暖化対策推進法」第21条において、毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられている。

八幡浜市の実行計画の運用状況について年度ごとに広報誌等を通じて公表するとともに、地球温暖化対策への理解と協力を呼びかけるなど、より多くの市民を巻き込んだ取組みとする。